

知立市六次産業化推進事業補助金に関する Q&A

Q1. 「六次産業化」とは具体的にどのような取り組みを指しますか？

A1. 農業者が自ら生産した農産物を活用し、新商品の開発（加工）や、新たな販売ルートの開拓（販売）を行う取り組みを指します。

（例：自家栽培の野菜を使ったドレッシングの開発、ネットショップの開設、直売所用パッケージの制作など）

Q2. 家庭菜園などで作った野菜の加工でも対象になりますか？

A2. 本補助金は「農業を営む者」が対象です。販売目的で農業生産活動を行っており、市税の滞納がないことなどが条件となります。

Q3. 「商品開発事業」と「販路開拓事業」は同時に申請できますか？

A3. はい、可能です。それぞれの事業について、予算の範囲内で1年度につき1回ずつ申請いただけます。ただし、事業内容が明確に分かれている必要があります。

Q4. どのような経費が対象になりますか？

A4. * 商品開発： 原材料費、試作費、デザイン委託料、加工用機械の購入費など

販路開拓： 展示会の出展料、チラシ・パンフレット作成費、ホームページ作成費など

※いずれも、本事業専用に使われることが明確な経費が対象です。

Q5. パソコンや車両（軽トラック等）の購入は補助対象になりますか？

A5. 対象になりません。パソコンや車両、汎用的な事務用品などは、農業以外の用途にも使用できる（汎用性が高い）ため、本補助金の対象外となります。

Q6. 申請前に購入してしまった機械や経費は対象になりますか？

A6. 対象になりません。必ず「交付申請」を行い、市から「交付決定通知書」を受け取った後に、契約・発注・支払いを行ってください。

Q7. 補助金はいつ支払われますか？

A7. 事業が完了し、市へ「実績報告書」を提出した後の「後払い（精算払い）」となります。一度、ご自身で経費の全額を支払っていただく必要がありますので、資金計画にご注意ください。

Q8. 他の補助金と組み合わせて使えますか？

A8. 国や他の地方公共団体から同一の経費に対して補助を受けている（または受ける見込みがある）場合は、本補助金の対象外となります。